平成２１年（再イ）第２１２号
埼玉県所沢市大字下安松727番地の10
再生債務者　竹多紀代美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月６日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（再イ）第４１８号
神奈川県茅ヶ崎市若松町19番19―202号　ライフピアモア茅ヶ崎
再生債務者　玉川　博之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月７日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（再イ）第５８号
愛媛県松山市祝谷５丁目３番６号
再生債務者　平松　達祥
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月８日　松山地方裁判所

平成２１年（再イ）第３４号
千葉県木更津市万石651番地４
再生債務者　木村　江里
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月８日
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（再イ）第３４３号
神奈川県藤沢市亀井野569番地の10
再生債務者　川西　輝和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月７日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（再イ）第８０号
神奈川県座間市小松原１丁目36番１―208号　ヴィラ南林間
再生債務者　木村　英樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月８日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（再イ）第５０号
新潟県長岡市飯塚792番地
再生債務者　河本　里美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月８日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

平成２１年（再イ）第４１号
長野市篠ノ井御幣川1160番地の２
再生債務者　田中　秀子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月７日
長野地方裁判所民事部再生係

平成２１年（再イ）第３９号
岐阜県海津市南濃町山崎1321番地１
再生債務者　二ノ宮一貴
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月８日　岐阜地方裁判所大垣支部

平成２１年（再イ）第８１９号
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目19番15号　テラウッド厚別105
再生債務者　小林　義博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月８日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再イ）第６９号
函館市柏木町11番１―405号
再生債務者　館脇いづみ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月８日　函館地方裁判所

平成２１年（再イ）第５４号
盛岡市本宮字熊堂17番地２　レオパレスｆ39・211号
再生債務者　松田　勉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月８日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（再イ）第５８号
盛岡市東中野字見石55番地55
再生債務者　佐々木豊実
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月８日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（再イ）第２１号
宮城県柴田郡柴田町槻木東２丁目１番36号
再生債務者　三浦　正光
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月８日
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（再イ）第２９３号
千葉市中央区宮崎町665番地26
再生債務者　竹花　正幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月８日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再イ）第８０号
和歌山県岩出市森１番地の１　Ⅱ―３号
再生債務者　古川　善央
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月８日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

独立行政法人酒類総合研究所の平成22年度計画の公表について

独立行政法人通則法第31条第１項の規定に基づき、独立行政法人酒類総合研究所の平成22年度計画を定め、財務大臣に届け出たので公表します。
平成 22 年４月 21 日
独立行政法人酒類総合研究所
理事長　平松　順一
1．財務大臣への届出　平成22年３月25日
2．閲覧方法
⑴　窓口での閲覧　独立行政法人酒類総合研究所総務課（広島県東広島市鏡山三丁目７番１号　電話番号　082―420―0800）
⑵　インターネットによる閲覧
当所ホームページ
http://www.nrib.go.jp/に掲載。